

航空法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	
※ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（同法附則第一条第四号に掲げる規定を除く。）による改正後のもの	1
○ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）（抄）（第二条関係）	7
○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（第三条関係）	18
○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）	20
※ 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）による改正後のもの	20
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第五条関係）	24
○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（附則第六条関係）	26
○ 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（抄）（附則第七条関係）	27

○ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）

※ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）及び航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）（同法附則第一条第四号に掲げる規定を除く。）による改正後のもの
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 航空の脱炭素化の推進（第三百三十一條の二の七―第三百三十一條の二の十三）</p> <p>第十一章 無人航空機</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第十二章・第十三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図り、並びに航空の脱炭素化を推進するための措置を講ずること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>第十章 航空の脱炭素化の推進</p> <p>（航空脱炭素化推進基本方針）</p> <p>第三百三十一條の二の七 国土交通大臣は、航空の脱炭素化（地球温暖化</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十章 無人航空機</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス（同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「航空脱炭素化推進基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 航空脱炭素化推進基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 航空の脱炭素化の推進の意義及び目標に関する事項
- 二 航空の脱炭素化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 航空の脱炭素化の推進のために、航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 四 次条第一項に規定する航空運送事業脱炭素化推進計画の同条第三項の認定に関する基本的な事項
- 五 空港法第二十四条第一項に規定する空港脱炭素化推進計画の同法第二十五条第三項の認定に関する基本的な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、航空の脱炭素化の推進のために必要な事項
- 3 航空脱炭素化推進基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 国土交通大臣は、航空脱炭素化推進基本方針を定めようとするときは、環境大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 国土交通大臣は、航空脱炭素化推進基本方針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、航空脱炭素化推進基本方針の変更について準用する。

(航空運送事業脱炭素化推進計画)

第三百三十一条の二の八 本邦航空運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同で、航空運送事業の脱炭素化の推進を図るための計画（以下「航空運送事業脱炭素化推進計画」という。）を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 航空運送事業脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 航空運送事業の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために行う非化石燃料（化石燃料以外の物であつて、燃焼の用に供されるものをいう。）の使用その他の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その航空運送事業脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 前項の認定を受けた本邦航空運送事業者（以下「認定航空運送事業者」という。）は、当該認定に係る航空運送事業脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

(事業計画の変更の特例)

第三百三十一条の二の九 認定航空運送事業者が前条第三項の認定（同条第四項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。）を受けた航空運送事業脱炭素化推進計画（以下「認定航空運送事業脱炭素化推進計画」という。）に従つて前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項を実施するため第百九条第一項の認可を受け、又は

(新設)

(新設)

同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(空港脱炭素化推進協議会に対する協議の求め)

第三百三十一条の二十 認定航空運送事業者は、空港法第二十六条第一項に規定する空港脱炭素化推進協議会（当該認定航空運送事業者を構成員とするものに限る。）に対し、認定航空運送事業者脱炭素化推進計画の円滑かつ確実な実施のために必要な協議を行うことを求めることができる。

(指導及び助言)

第三百三十一条の二十一 国は、認定航空運送事業者に対し、認定航空運送事業者脱炭素化推進計画に係る措置の確実な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定の取消し)

第三百三十一条の二十二 国土交通大臣は、認定航空運送事業者脱炭素化推進計画が第三百三十一条の二の八第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定航空運送事業者が認定航空運送事業者脱炭素化推進計画に従つて航空運送事業の脱炭素化のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(関係者の協力)

第三百三十一条の二十三 国土交通大臣及び航空運送事業を経営する者、空港等の設置者その他の関係者は、航空の脱炭素化に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第十一章 無人航空機

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第十章 無人航空機

第十二章 雑則

第十三章 罰則

附則

(令和五年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例)

第五条 国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、令和四年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等（空港法第六条第一項に規定する滑走路等をいう。次項において同じ。）の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度の料金減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態として認められ、同日までに第百十一条の七第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該航空運送事業基盤強化方針において、同条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 令和三年度の料金減免の内容に関する事項

二 令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

2 国土交通大臣は、前項の規定により航空運送事業基盤強化方針に同項各号に掲げる事項を定めた場合において、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を引き続き甚大影響事態と認められ、当該影響に対応するため令和五年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度及び令和

第十一章 雑則

第十二章 罰則

附則

(令和四年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例)

第五条 国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、令和四年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等（空港法第六条第一項に規定する滑走路等をいう。）の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度の料金減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態として認められ、同日までに第百十一条の七第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該航空運送事業基盤強化方針において、同条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 令和三年度の料金減免の内容に関する事項

二 令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

(新設)

四年度の料金減免」という。)を行うときは、当該航空運送事業基盤強化方針において定められた同項各号に掲げる事項を次に掲げる事項に変更するものとする。

一 令和三年度及び令和四年度の料金減免の内容に関する事項

二 令和三年度及び令和四年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

3 前二項の場合における第百十一条の八第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び附則第五条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項」とする。

2 前項の場合における第百十一条の八第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び附則第五条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項」とする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 空港の管理等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 <u>空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）</u></p> <p>第三節 <u>空港の脱炭素化の推進（第二十四条―第三十条）</u></p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第四十三条）</p> <p>第六章 罰則（第四十四条―第五十一条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置並びに空港の脱炭素化を推進するための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（協議会）</p> <p>第十四条 空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 空港の管理等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 <u>空港機能施設事業（第十五条―第二十三条）</u></p> <p>（新設）</p> <p>第五章 雑則（第二十四条―第三十六条）</p> <p>第六章 罰則（第三十七条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行うための措置を定めることにより、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>（協議会）</p> <p>第十四条 空港管理者は、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者、航空運送事業者</p>

(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を經營する者をいう。第二十六条第二項第二号において同じ。)その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 (略)

3 第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、協議会において協議を行うときは、あらかじめ、前項第二号に掲げる者であつて協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 7 (略)

第三節 空港の脱炭素化の推進

(国土交通大臣である空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等)

第二十四条 国土交通大臣である空港管理者は、その管理する空港の脱炭素化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第一百七号)第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、社会経済活動その他の活動に伴つて発生する温室効果ガス(同法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。)の排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化を行うことをいう。以下同じ。)の推進を図るための計画(以下「空港脱炭素化推進計画」という。)を作成することができる。

2 空港脱炭素化推進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 空港の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために実施する再生可能エネルギー発電設備(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第八号)第二条第二項に規定する再生可能エネルギー

(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第十八項に規定する航空運送事業を經營する者をいう。)その他の事業者であつて当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる者

三 (略)

3 第一項の規定により協議会を組織する空港管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 7 (略)

(新設)

(新設)

ギ―発電設備をいう。)の整備その他の空港の脱炭素化のための事業(以下「空港脱炭素化推進事業」という。)及びその実施主体に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

3 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画に前項第二号に掲げる事項を記載しようとするときは、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

4 空港脱炭素化推進計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に適合したものでなければならぬ。

5 国土交通大臣である空港管理者は、空港脱炭素化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、国土交通大臣である空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について準用する。

(国土交通大臣以外の空港管理者の空港脱炭素化推進計画の作成等及び認定)

第二十五条 空港管理者(国土交通大臣を除く。以下この条において同じ。)は、国土交通省令で定めるところにより、空港脱炭素化推進計画を作成して、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、空港管理者が空港脱炭素化推進計画を作成する場合について準用する。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その空港脱炭素化推進計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針及び航空法第百三十一条の二の七第一項に規定する航空脱炭素化推進基本方針に適合するものであること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 航空の安全の確保に支障を及ぼすおそれのないものであること。

4 空港管理者は、空港脱炭素化推進計画について前項の認定を受けた

(新設)

ときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 第三項の認定を受けた空港管理者（第二十七条及び第二十九条において「認定空港管理者」という。）は、当該認定に係る空港脱炭素化推進計画を変更しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 前条第三項及び第四項の規定は空港管理者が空港脱炭素化推進計画を変更する場合について、第三項及び第四項の規定は前項の認定について準用する。

（空港脱炭素化推進協議会）

第二十六条 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者は、空港脱炭素化推進計画の作成及び実施その他の空港の脱炭素化に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において「空港脱炭素化推進協議会」という。）を組織することができる。

2 空港脱炭素化推進協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 空港脱炭素化推進計画を作成しようとする空港管理者

二 指定空港機能施設事業者、航空運送事業者その他の当該空港において航空機の運航に関する事業を行う者

三 空港脱炭素化推進計画に記載しようとする空港脱炭素化推進事業を実施すると見込まれる者

四 関係行政機関、関係地方公共団体、学識経験者その他の当該空港管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者は、空港脱炭素化推進協議会において協議を行うときは、あらかじめ前項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5 指定空港機能施設事業者及び航空法第三百三十一条の二の八第四項に

（新設）

規定する認定航空運送事業者は、空港脱炭素化推進協議会が組織されていない場合にあつては、空港管理者に対して、空港脱炭素化推進協議会を組織するよう要請することができる。

6 空港管理者は、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

7 第二項第二号及び第三号に掲げる者であつて空港脱炭素化推進協議会の構成員でないものは、第一項の規定により空港脱炭素化推進協議会を組織する空港管理者に対して、自己を空港脱炭素化推進協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

8 前項の規定による申出を受けた空港管理者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

9 空港脱炭素化推進協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

10 空港脱炭素化推進協議会において協議が調つた事項については、空港脱炭素化推進協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、空港脱炭素化推進協議会の運営に関し必要な事項は、空港脱炭素化推進協議会が定める。

(航空法の特例)

第二十七条 認定空港管理者が第二十五条第三項の認定(同条第五項の変更の認定を含む。以下この条において「計画の認定」という。)を受けた空港脱炭素化推進計画(以下「認定空港脱炭素化推進計画」という。)に従つて空港脱炭素化推進事業を実施するため航空法第四十三条第一項の許可を受けなければならない場合には、当該計画の認定を受けたときに、同項の規定により許可を受けたものとみなす。

(国有財産法の特例)

(新設)

第二十八条 国は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八

条第一項の規定にかかわらず、空港脱炭素化推進事業の用に供するため、行政財産（同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を空港脱炭素化推進計画（国土交通大臣が作成したものに限る。）又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に貸し付けることができる。

2 国有財産法第二十三条から第二十五条までの規定は、前項の規定による貸付けについて準用する。

3 第一項の規定による貸付けの期間は、三十年以内とする。

（指導及び助言）

第二十九条 国は、認定空港管理者又は認定空港脱炭素化推進計画に定められた空港脱炭素化推進事業の実施主体に対し、当該認定空港脱炭素化推進計画に係る措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（認定の取消し）

第三十条 国土交通大臣は、認定空港脱炭素化推進計画が第二十五条第三項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるとき、又は認定空港脱炭素化推進計画に従つて空港脱炭素化推進事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第三十一条・第三十二条 （略）

（国有財産の無償貸付け）

第三十三条 普通財産（国有財産法第三条第三項に規定する普通財産をいう。次条において同じ。）で地方管理空港の範囲内にあるものは、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

第二十四条・第二十五条 （略）

（国有財産の無償貸付）

第二十六条 普通財産である国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。次条において同じ。）で地方管理空港の範囲内にあるものは、同法第二十二条の規定にかかわらず、当該空港を設置し、及び管理する地方公共団体に無償で貸し付けることができる。

(不用となつた国有財産の譲与)

第三十四条 国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産であるものを、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

(東京国際空港の特例)

第三十五条 (略)

第三十六条～第四十三条 (略)

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による命令に違反したとき。
- 二 第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届け出た着陸料等によらないで、着陸料等を收受したとき。
- 三 第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を收受したとき。
- 四 第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 五 第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(不用となつた国有財産の譲与)

第二十七条 国が設置し、及び管理する第四条第一項第六号に掲げる空港又は地方管理空港の供用の廃止又は範囲の変更があつた場合においては、国は、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該空港の範囲内又は当該空港の範囲から除かれた区域内に存する不用となつた土地、工作物その他の物件のうち、普通財産である国有財産を、当該空港又は当該空港の範囲から除かれた部分につき第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体に、その負担した費用の額の範囲内において譲与することができる。

(東京国際空港の特例)

第二十八条 (略)

第二十九条～第三十六条 (略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第十三条第一項の規定による届出をしないで、又は届け出た着陸料等によらないで、着陸料等を收受した者
- 三 第十三条第二項の規定による命令に違反して、着陸料等を收受した者
- 四 第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員（法人でない指定空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第四十六条 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第四十九条～第五十一条 (略)

附則

(自衛隊共用空港における工事費用の負担等)

第三条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第三十四条並びに第三十八条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「

第三十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員（法人でない指定空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

第三十九条 第十二条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定空港機能施設事業者の役員又は職員は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

第四十二条～第四十四条 (略)

附則

(自衛隊共用空港における工事費用の負担等)

第三条 (略)

2 (略)

3 第六条第二項及び第三項、第七条、第九条、第二十七条並びに第三十一条の規定は、自衛隊共用空港について準用する。この場合において、第六条第二項中「前項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「

設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第三十四条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担した都道府県」と、第三十八条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

(共用空港における空港機能施設事業等)

第五条 第十五条から第二十二条まで、第三十九条及び第四十条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者（共用空港において空港機能施設事業を行う者であつて、前項において準用する第十五条第一項の規定による指定を受けたものをいう。以下この条において同じ。）の役員（法人でない指定共用空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下この条において同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「附則第三条第一項」と、「前二項」とあるのは「同項の規定及び同条第三項において準用する前項」と、第七条第一項中「設置」とあるのは「一般公衆への供用」と、「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する前条第二項」と、第二十七条中「供用」とあるのは「一般公衆への供用」と、「第六条第一項若しくは第二項若しくは第八条第一項の規定により費用を負担し、又は同条第四項に規定する工事の費用を負担した地方公共団体」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第六条第二項の規定により費用を負担した都道府県」と、第三十一条中「第六条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項に規定する負担割合以上の負担又は第八条第四項若しくは第十条第三項に規定する補助率以上の補助」とあるのは「附則第三条第一項の規定又は同条第三項において準用する第九条第一項に規定する負担割合以上の負担」と読み替えるものとする。

(共用空港における空港機能施設事業等)

第五条 第十五条から第二十二条まで、第三十二条及び第三十三条の規定は、当分の間、共用空港において空港機能施設事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条第一項中「国管理空港（第四条第一項第二号及び第六号に掲げる空港をいう。第二十三条において同じ。）」とあるのは、「附則第二条第一項に規定する共用空港」と読み替えるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定共用空港機能施設事業者（共用空港において空港機能施設事業を行う者であつて、前項において準用する第十五条第一項の規定による指定を受けたものをいう。以下この条において同じ。）の役員（法人でない指定共用空港機能施設事業者にあつては、当該指定を受けた者。以下この条において同じ。）又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 前項において準用する第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前項において準用する第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項第三号又は第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

4・5 (略)

(共用空港における空港の脱炭素化の推進)

第六条 第二十四条、第二十六条及び第二十八条の規定は、当分の間、共用空港について準用する。この場合において、第二十四条第一項、第三項、第五項及び第六項中「国土交通大臣である空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項中「その管理する空港」とあるのは「附則第二条第一項に規定する共用空港」と、第二十六条第一項、第二項第一号、第三項及び第五項から第八項までの規定中「空港管理者」とあり、並びに同条第二項第四号中「当該空港管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、第二十八条第一項中「空港脱炭素化推進計画（国土交通大臣が作成したものに限る。）又は認定空港脱炭素化推進計画」とあるのは「附則第六条において準用する第二十四条第一項の規定により国土交通大臣が作成した空港脱炭素化推進計画」と読み替えるものとする。

第七条 (略)

(国の無利子貸付け等)

第八条 (略)

2・6 (略)

三 前項において準用する第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 前項において準用する第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項第三号又は第四号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

4・5 (略)

(新設)

第六条 (略)

(国の無利子貸付け等)

第七条 (略)

2・6 (略)

7 第一項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第八条第一項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

8～13 (略)

14 第三十二条又は前条第三項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

(第三十六条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金の帰属)

第九条 第三十六条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

7 第一項の規定により国が地方公共団体に対し貸付けを行う場合における第八条第三項の規定の適用については、同項中「第一項の規定により国が負担することとなる金額」とあるのは、「附則第七条第一項の規定により国が貸し付けることとなる金額」とする。

8～13 (略)

14 第二十五条又は前条第三項の規定は、前二項に規定する工事のために取得した土地、工作物その他の物件又は当該工事によつて生じた土地、工作物その他の物件については、適用しない。

(第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金の帰属)

第八条 第二十九条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）附則第二百五十九条の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空港法の特例等）</p> <p>第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、空港運営権者」とする。</p> <p>2 空港法第十六条及び第三十九条の規定は、第九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定」と読み替えるものとする。</p>	<p>（空港法の特例等）</p> <p>第三十二条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」及び指定空港機能施設事業者」とあり、及び同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、空港運営権者」とする。</p> <p>2 空港法第十六条及び第三十二条の規定は、第九条第一項第三号の事業のうち航空旅客の取扱施設の運営等を行うものを含む特定空港運営事業を行う空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第三十二条第二項において準用する第十六条の規定」と読み替えるものとする。</p>

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十二条第二項において準用する空港法第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十二条第二項において準用する空港法第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第三十二条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十二条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○ 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）
 ※ 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）による改正後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（空港法の特例等）</p> <p>第八条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合には、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」、次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」と、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあるのは「国管理空港運営権者、指定空港機能施設事業者」とし、同法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 空港法第十二条、第十三条、第三十九条及び第四十条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第八条第二項において準用する第十二条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。</p> <p>（空港法の特例）</p> <p>第十三条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合には、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次</p>	<p>（空港法の特例等）</p> <p>第八条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合には、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者、次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とし、同法第十二条第一項及び第二項の規定は、適用しない。</p> <p>2 空港法第十二条、第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定は、国管理空港運営権者について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第八条第二項において準用する第十二条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。</p> <p>（空港法の特例）</p> <p>第十三条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合には、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次</p>

項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六条第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十条九条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一（八）（略）

九 第八条第二項において準用する空港法第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第八条第二項において準用する空港法第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附則

（共用空港特定運営事業に係る空港法の特例等）

第七条（略）

2 空港法第十二条、第十三条、第三十九条及び第四十条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第十二条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「空港供用規程」と

項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第十二条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国管理空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一（八）（略）

九 第八条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 第八条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

附則

（共用空港特定運営事業に係る空港法の特例等）

第七条（略）

2 空港法第十二条、第十三条、第三十二条及び第三十三条の規定は、共用空港運営権者について準用する。この場合において、同法第十二条の見出し及び同条第一項から第三項までの規定中「空港供用規程」と

あり、並びに同条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第一項第一号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第三号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第十三条の見出し及び同条第二項中「着陸料等」とあり、並びに同条第一項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第二項第二号及び同法第四十条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第三十九条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第七条第二項において準用する第十二条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 附則第七条第二項において準用する空港法第三十九条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 附則第七条第二項において準用する空港法第三十九条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(特定地方管理空港に係る空港法等の特例)

第十八条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空

とあり、並びに同条第四項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「民間航空専用施設供用規程」と、同条第一項第一号中「空港」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第二条第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）」と、同項第三号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第十三条の見出し及び同条第二項中「着陸料等」とあり、並びに同条第一項中「着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）」とあるのは「民間航空専用施設の使用に係る料金」と、同条第二項第二号及び同法第三十三条中「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同法第三十二条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第七条第二項において準用する第十二条及び第十三条の規定」と読み替えるものとする。

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 八 (略)

九 附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 附則第七条第二項において準用する空港法第三十二条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(特定地方管理空港に係る空港法等の特例)

第十八条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空

港運営者」という。)と、同条第三項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第二十六條第二項第二号及び第五項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十九條第一項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)」及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者(国土交通大臣を除く。)、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

港運営者」という。)と、同条第三項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二條第一項中「空港管理者(国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。)」及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者(国土交通大臣を除く。)、特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等） 第二百五十九条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 空港法附則第八條第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（第二百五十九条の三第七項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第三十三條、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二條第一項」とあるのは「空港法附則第八條第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第三十三條、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二條第一項」と、同項第二号中「ホ 附則第二百五十九条の五第四項から第</p>	<p>附則</p> <p>（空港整備勘定の歳入及び歳出の特例等） 第二百五十九条の五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 空港法附則第七條第一項から第四項まで若しくは中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九条の三第五項及び第七項の規定の適用については、同条第五項第一号ハ中「一般会計からの繰入金」とあるのは「第七項若しくは附則第二百五十九条の五第一項若しくは第七項又は日本電信電話株式会社の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（第二百五十九条の三第七項において「社会資本整備特別措置法」という。）第七條第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金」と、同号ト中「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第三十三條、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二條第一項」とあるのは「空港法附則第七條第一項から第四項まで、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）第三十三條、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九條若しくは附則第二條第一項」と、同項第二号中「ホ 附則第二百五十九条の五第四項から第</p>

へ 附属諸費

六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金

と、同条第七

項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金金額が、当該年度における空港法附則第八条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6～8 (略)

へ 附属諸費

六項まで又は第八項の規定による一般会計への繰入金

と、附則第二

百五十九条の三第七項中「費用」とあるのは「費用（社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から同勘定に繰り入れられる金額をもって充てるものを除く。）とする。

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還（返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金（返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

5 社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金金額が、当該年度における空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の合計額を超過する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において社会資本整備特別措置法第七条第一項の規定による一般会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

6～8 (略)

○ 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十五号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（特定地方管理空港に関する経過措置）</p> <p>第三条 空港法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（東京国際空港における緊急整備事業に関する経過措置）</p> <p>第十条 附則第二条の規定による廃止前の東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法第二条の規定による告示は、空港法第三十五条の規定による告示とみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（特定地方管理空港に関する経過措置）</p> <p>第三条 空港法第四条、第六条、第九条、第二十五条、第二十七条及び第三十一条の規定にかかわらず、同法第四条第一項第六号に掲げる空港であつてこの法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の空港整備法（以下「旧空港整備法」という。）第四条第二項の規定により地方公共団体が管理しているもの（以下この条において「特定地方管理空港」という。）に係るその設置又は管理を行う者、工事費用の負担又は補助、国が費用を負担し、又は補助した工事のために取得した土地、工作物その他の物件の帰属、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条の国有財産をいう。以下この項において同じ。）の管理の委託及び不用となつた国有財産の譲与については、当分の間、なお従前の例による。この場合において、国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、特定地方管理空港の名称を公示するものとする。</p> <p>2 6 （略）</p> <p>（東京国際空港における緊急整備事業に関する経過措置）</p> <p>第十条 附則第二条の規定による廃止前の東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法第二条の規定による告示は、新空港法第二十八条の規定による告示とみなす。</p>

改正案	現行
<p>第二条 航空法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条中「講ずること等」を「<u>講じ</u>、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ること」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第三百三十二条の三中「第三百三十二条及び前条（第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。）」を「<u>第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）及び第三百三十二条の八十七から第三百三十二条の八十九まで</u>」に改め、<u>第十一章第二節中同条を第三百三十二条の九十二とする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第十一章第二節を同章第四節とする。</p> <p>第十一章第一節中第三百三十一条の十四を第三百三十二条の十二とし、同節の次に次の二節を加える。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p> <p>第十五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十七条第一項中「第三百三十一条の四、第三百三十一条の七、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで」を「<u>第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）</u>」から第三百三十二条の八十九まで」に改</p>	<p>第二条 航空法の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第一条中「<u>図ること等</u>」を「<u>図り</u>、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ること」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第三百三十二条の三中「第三百三十二条及び前条（第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。）」を「<u>第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）及び第三百三十二条の八十七から第三百三十二条の八十九まで</u>」に改め、<u>第十章第二節中同条を第三百三十二条の九十二とする。</u></p> <p>（略）</p> <p>第十章第二節を同章第四節とする。</p> <p>第十章第一節中第三百三十一条の十四を第三百三十二条の十二とし、同節の次に次の二節を加える。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p> <p>第十五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。</p> <p>第七十七条第一項中「第三百三十一条の四、第三百三十一条の七、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで」を「<u>第三百三十二条の二、第三百三十二条の五、第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六（第一項を除く。）</u>」から第三百三十二条の八十九まで」に改</p>

め、同条第三項中「第六章」の下に「及び第十一章」を加え、同条第四項中「限る。」の下に「、第三百三十二条の九十、第三百三十二条の九十一」を加える。

め、同条第三項中「第六章」の下に「及び第十章」を加え、同条第四項中「限る。」の下に「、第三百三十二条の九十、第三百三十二条の九十一」を加える。